

I P カンファレンスサービス契約約款の廃止

(令和 4 年 4 月 1 日 APS1 サ第 00907661 号)

実施 令和 4 年 4 月 30 日

I P カンファレンスサービス契約約款は廃止します。

附 則

(実施期日)

1. この約款は令和 4 年 4 月 30 日から実施します。

(経過措置)

2. この約款実施前に、当社の I P カンファレンスサービス契約約款（以下、「旧約款」といいます。）の規定により生じた支払い、または支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。
3. この約款実施前に、旧約款によりその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のおりとします。